

出生手続きガイド（出生届提出後）

ご出産おめでとうございます。
出産後の手続きは世帯や家族の状況によって必要な手続きが異なりますので、主なお手続きを掲載しております。
出生日の翌日から15日以内にお手続きください。

- 手続きに来られる方の本人確認書類が必要です。
- [1点でよいもの(写真付き)]運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、障害者手帳 等
- [2点必要なもの]健康保険資格確認書、年金手帳(証書)または基礎年金番号通知書、介護保険被保険者証 等

手続き	手続き内容	必要なもの
母子健康手帳	出生証明の発行	母子健康手帳
出生カード	出生カードの記入	出生カード
児童手当	児童手当認定請求書 (初めてのお子様)	通帳（受給者分） 印鑑（自署でない場合） ※受給者は父母のうち所得の高い方 ※公務員の方は勤務先での手続きになります。 ※マイナンバー欄の記入は必須となります。
	児童手当額改定届 (2人目以降のお子様)	印鑑（自署でない場合）
子どもの医療費関係	子どもの医療費受給資格証交付 申請書	初めてのお子様 … 被保険者の通帳 子どもの加入保険がわかるもの ※国保（みやき町）の場合はすぐに交付できますが、 社保の場合は資格確認書又は子どものマイナンバー カードで加入保険の確認が必要となります。
出生祝金	出生祝金支給申請書 ※出生時点で申請者が3ヶ月以上みや き町に住所を有し、子どもが他の市 町に1度も住民登録していないこと が条件となります。	通帳（申請者） ※第4，5子の場合（第1～3子はみやきpayで支給） 印鑑 ※みやき町に本籍がなく、住民票で児童の出生順位が 確認できない場合は新生児記載の戸籍謄本
産後デイケア無料券交付	受領書	
国民健康資格確認書の発行	国民健康保険異動届	
出産育児一時金	国民健康保険出産育児一時金請求書 ※出産費用が50万円以下の方や直 接支払制度を利用せず、病院に全 額支払った方	世帯主の通帳 出産費用の領収書および内訳が記載された明細書 出産がわかるもの (母子健康手帳、医師の証明等) 出産された方の加入保険がわかるもの (国民健康保険資格確認書又はマイナンバーカード)
産前産後国民健康保険税減免	産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書 ※妊娠4か月以降、届出をされていない方	出産日がわかるもの (母子健康手帳、医師の証明等)
国民年金保険料産前産後免除	国民年金産前産後免除該当届／育児免除該当・終了届 ※国民年金第1号被保険者が対象	出産日がわかるもの (母子健康手帳、医師の証明等)
国民年金保険料育児免除制度	国民年金産前産後免除該当届／育児免除該当・終了届 ※国民年金第1号被保険者が対象	